

# 写真で語る昔の話

▶問い合わせ 市史編さんG (☎506039)

## 第22回 『養護老人ホーム恵寿園』

—昭和49年5月1日—



▲幌別ダムそばに建設された『養護老人ホーム恵寿園』(川上町)

高齢者福祉の向上のために「養護老人ホーム恵寿園」が開設されたのは、昭和49(1974)年5月1日。

開園当時の入園者は37人。大変元氣な方が多く、敷地内で野菜や花作りなどに汗を流したといわれています。その後、入園者数は増加する一方で、年月の経過とともに施設の老朽化が進んだ恵寿園。

平成20年4月1日には入園者の生活環境の向上を目指して社会福祉法人に経営を移譲し、名称を「養護老人ホームチボリの森」と変更しました。

平成22年10月には、富岸町の新施設に移転し、現在では介護施設を併設した施設として多くの人の生活の場となっています。

### 忘れずに納めましょう

固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は5月31日(金)です。納付には口座振替やコンビニエンスストア払いが便利です。

問い合わせ 税務G  
(☎851155)

### 2019年度固定資産税の土地家屋の評価額を確認できます

納税者は固定資産税の対象となる土地や家屋の評価額を、ほ

かの土地や家屋と比較して適正であるかを確認していただくため、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

**縦覧期限** 5月31日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

**場所** 税務グループ

**対象** 固定資産税の納税者  
※縦覧には本人確認書類が必要です。

※本人や法人の代表者に代わって縦覧する場合は委任状が必要です。

※縦覧期間中は自己資産の固定資産課税台帳を無料で閲覧で

きます。

問い合わせ 税務G  
(☎851155)

### 国民年金保険料の『産前産後期の免除制度』

4月から国民年金第1号被保険者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除することができますようになりました。なお、産前産後免除期間は、将来受給する老齢基礎年金の金額を計算する上で、国民年金保険料を納付した期間と

同等の取り扱いとなります。

**対象者** 2019年2月1日以降に出産した方

※出産とは、妊娠85日以上の出産をいい、死産などを含みます。

**申請時期** 出産予定日の6カ月前から申請可能

**申請に必要なもの** 年金手帳、印鑑、母子健康手帳(出産前に届け出を提出する場合のみ)

※詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 年金・長寿医療G  
(☎852137)

### 『北海道苦情審査委員制度』を知っていますか

北海道が行った業務や制度の内容について、自身の利害に関わる苦情がある場合は苦情審査委員に申し立てができます。

苦情審査委員が調査を行い、審査の結果、道の業務や制度に不備・問題がある場合は、道の機関に是正や改善を求めます。

**申立方法** 北海道庁の「道政相談センター」か各総合振興局

総務課に備え付け、または北海道のウェブサイトに掲



載している苦情申立書に必要事項を記入し、道政相談センター(〒060-8588札幌市中央区北3条西6丁目、☎011-241-8181、Eメール:kuiyoukoueki@pre.hokkaido.jp)か胆振総合振興局に持参または郵送、ファクス、Eメールで提出

問い合わせ 同センター  
(☎011-204-5523)

### 支援ファイル『ふくはうち』をご活用ください

市は、障がいや発達に心配のある子どもの情報を保健・福祉・医療・教育・就労などの関係機関が共有し、地域の中で一貫した継続的な支援ができるよう、支援ファイル「ふくはうち」を配布しています。「いつ・どの機関から・どのような」支援を受けたのかを保護者や本人が「ふくはうち」に記録し保管することで、園、就学、進級などでお子さんの支援に関わる方が変わる時に、本人の状況をより正確に伝えることができ、適切な支援につながります。

**配布場所・問い合わせ** 障がい福祉G (☎853732)